

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育のご案内

松阪労働基準協会

〒515-0814 松阪市久保田町173-8

TEL 0598-26-6022 FAX 0598-23-7712

労働安全衛生法第59条（労働安全衛生規則第36条第41号）により、「高さが2 m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、事業者は、当該業務に係る特別教育を行わなければならない」旨、定められています。

当協会では、安全衛生特別教育規程第24条に基づく標記特別教育を実施しますので、この機会に受講していただきますようご案内申し上げます。

1. 開催日	日時	場所	定員
《共催》 津労働基準協会	2025年7月4日（金） 午前9時00分～午後4時35分	ワークセンター松阪（第一別館） 松阪市上川町2121-1	30名

◎申込締切日 **2025年6月27日（金）** 定員になり次第締め切ります

2. 教育科目	科目	時間
	作業に関する知識	1時間
	墜落制止用器具に関する知識	2時間
	労働災害の防止に関する知識	1時間
	関係法令	30分
	（実技）墜落制止用器具の使用等方法	1時間30分

3. 受講費用	会員	1名 9,900 円 10%消費税込（内訳：受講料 9,000円・消費税 900円）
	非会員	1名 13,200 円 10%消費税込（内訳：受講料12,000円・消費税1,200円）

4. 申込方法 受講申込書に必要事項を記入のうえ、FAX・持参・郵送のいずれかの方法でお申込みください。
- ◎ 受講費用は、申込締切日までに下記振込先へお願いします。振込手数料はご負担ください。
- また、振込金受取書を領収証に代えさせていただきます。

◎**適格請求書をご希望の方は、申込書にメールアドレスをご記入下さい。**

振込先	百五銀行	松阪支店	（普通）40910	松阪労働基準協会
振込先	桑名三重信用金庫	日野町支店	（普通）1025090	松阪労働基準協会

5. 受講票 入金確認後、開催日の10日前より順次お送りします。

◎ お申し込み後に受講者の変更は可能ですが、締切日以降のキャンセルについては受講費用の返金はいたしません。ご了承ください。

6. 修了証 全科目を受講された方に当日交付します。

7. その他
- ① 受付は、開始時刻の10分前までに終えて下さい。
 - ② 携行品：受講票・筆記用具・ノート
 - ③ 服装：実技教育がありますので、作業服（長袖）・安全靴または運動靴を着用してください。
※フルハーネス型墜落制止用器具は無償で貸し出しますが、ご用意できる方はご持参ください。
 - ④ テキストは当日会場でお渡しします。